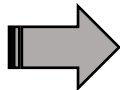


高額療養費の申請方法が変わります

★これまで

- ・ 高額療養費に該当した月ごと
- ・ 領収書写しを添付
- ・ 市役所窓口へ申請書を提出



★R4.7月（令和4年4月診療分）から

- ・ 申請書の提出は、初回のみでOK
- ・ 領収書写しの添付は不要
- ・ 2回目以降は、指定の口座に自動振込

【簡素化の対象】

令和4年7月以降に送付する支給申請書分から

※令和4年6月以前に送付した案内分は、簡素化の対象となりません。これまでどおり、該当した月ごとの申請書と領収書の写しを提出して下さい。

【簡素化が停止になる場合】

次のような場合は簡素化を停止し、改めて申請案内を送付しますので、これまでどおりの申請書と領収書の写しを提出して下さい。

- ① 国民健康保険税の未納が発生した場合
- ② 医療機関等への未納が判明した場合
- ③ 世帯主が変更、または死亡した場合
- ④ 指定された金融機関の口座へ振込みができなかった場合
- ⑤ 申請内容に偽り、その他不正があった場合 など

簡素化申請書の誓約事項をお読みになり、簡素化を希望する世帯は、「国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化申請書」を国保年金係へご提出下さい。希望しない場合は、これまでどおり、領収書（写）を添付しての申請になりますのでご了承下さい。

※現金受取りは、簡素化の対象外です。